

令和３年度 第２回丹波市介護保険事業運営協議会 会議録

日時	令和３年１１月２５日（木） 午後２時 ～ 午後３時５１分
場所	丹波市役所第２庁舎 ２階ホール
参加者	中川会長、須藤委員、福井委員、澤村委員、斎藤委員、荒樋委員、馬場委員、小松委員、足立委員、小山委員、吉見委員、南野委員、國光委員、舟橋委員 計１４名出席 （欠席：細見副会長、田中委員）
会議内容	１．開会 ２．あいさつ ３．報告事項 （１）介護保険サービス事業所の指定更新申請について 資料No. 1-1～1-4 ４．協議事項 （１）第８期介護保険事業計画の進捗状況について ・高齢者を取り巻く現状と介護給付費の実績 資料No. 2-1 ・丹波市の介護給付の特徴 資料No. 2-2 （２）令和３年度新規事業・継続事業の実績及び見直しについて ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 資料No. 3-1 ・介護用品支給事業 資料No. 3-2 ・緊急時高齢者等あんしん宿泊事業 資料No. 3-3 ・高齢者外出支援事業 資料No. 3-4 （３）要介護認定・介護保険給付業務の外部委託について 資料No. 4-1～4-3 ・丹波市要介護認定・介護保険給付業務の外部委託について ５．その他 （１）令和３年度 第３回運営協議会開催について ６．閉会

１．開会

【事務局】

皆さん、こんにちは。令和３年度第２回丹波市介護保険事業運営協議会のご案内をしましたところ、委員の皆さまにはご多用にもかかわらずご出席いただきありがとうございます。

本日は細見委員、田中委員の欠席をお聞きしております。委員全員で１６名、このうち１４名の出席でございます。丹波市介護保険事業運営協議会規則第５条第２項の規定により委員数１／２以上の出席をいただいておりますので、只今より協議会を開催させていただきます。

なお、本会議は市ホームページにて議事録を公開させていただいておりますので、録音をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

2. あいさつ

それでは、2. あいさつ、初めに中川会長よりお願いいたします。

【中川会長】

皆さん、ご苦労さまです。紅葉も進んでおり、私も先週見に行ってきましたが、紅葉よりも人が多くて人に酔った感じでありました。11月も25日、あと5日もしますと12月ということでそれぞれ気忙しくなりますし、またお忙しい方ばかりだと思います。そういった中での第2回目の運営協議会でございます。事務局に事前に聞いておりますのが、終了が3時半か4時くらいということですので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、理事の井上よりご挨拶を申し上げます。

【井上理事】

皆さん、お忙しい中集まっていただきましてありがとうございます。

今までの課題はだいたいコロナだったと思います。感染状況は大分収まりまして、日々の日常生活に戻っていかないといけない、準備もしなければいけないと思っていますが、先日の保健所での会議によると医療関係者の方は第6波を非常に心配されています。今度は自宅療養が増えてくる、中心になってくるのではないかと思います。在宅での生活の支援、お互いに助け合う仕組みづくりを考えていかないといけないと問題意識をもっているところです。そういった中で介護保険事業の運営につきましては、まさしくそういう支援を必要とする方が沢山いらっしゃいますので、どういう対応が必要なのかということも考えていかないといけないと思っております。今日のメインは今年度から始まりました第8期介護保険事業計画や事業の見直しをした事業の進捗状況の報告をいたしますので、そのことについてご協議いただきたいと思いますと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、この後の進行につきましては、会長様にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

3. 報告事項

【会長】

ありがとうございました。それでは3. 報告事項、(1)介護サービス事業所の指定更新申請につきまして、事務局よりお願いします。

【事務局】

当日配布資料の確認

(資料No. 1-1～1-4の説明)

【会長】

報告事項で介護サービス事業所の指定更新について、資料1-1から1-4までの説明がありました。これにつきまして、何かご質問はございますか。

(委員より発言なし)

それでは、なければ報告ということで閉じさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか

(委員より異議なし)

ありがとうございます。

4. 協議事項

【会長】

それでは日程4.に移ります(1)第8期介護保険事業計画の進捗状況につきましてお願いします。

【事務局】

(資料No.2-1, 2-2の説明)

【会長】

(1)につきまして、沢山の資料に基づいて説明を受けました。ご質問、ご意見も含めましてある方は頁数をお示しのうえ、お願いいたします。

【委員】

6-2 頁の介護療養型医療施設、利用者は京都府内の施設をご利用の方、1名だけだったでしょうか。

【事務局】

先ほどの説明で言い間違えをしていましたが、1名は兵庫県内の病院に入っておられる1人のみです。

【委員】

分かりました。

【会長】

他にございますか。どうぞ。

【委員】

(資料)2-1の関係、右肩にある計画値と実績の金額ですね、単位は何ですか。人数か件数かまた時間なのか、単位になっているのは何でしょうか。グラフで違いがあるのでしょうか。1人当たりとか1回当たりだとか、何が単位になっているかをお聞きします。

【事務局】

これは昨年度、一昨年度と第8期計画を策定する中で、最終的に保険料の基準額を算定するためにサービスごとの実際に要する費用額から個人負担のお金を除いた保険者として保険給付を行う額を計画期間の3年間見込んでいます。施設サービスならば介護度ごとに何人の方が特養や老健、療養型へ入られてどれだけのお金を要するかを集計し、保険料として全体の保険給付額に国の制度に基づいた割合を乗じて算定するということになります。ここにあります被保険者1人当たりの金額というのは3年間の給付費から、各年度の給付費を被保険者数で割って算定したものであるということです。3年間の計画ですので、認定者数の増加とともに給付額も上がっていくため、令和3年度よりも4年度、4年度よりも5年度の方が給付額を上げています。このうち、令和3年度に見込んでおります給付額を1か月当たりかつ被保険者1人当たりに換算して1か月当たりの実績と見比べられるようにしています。全てのサービスについて被保険者1人当たりの実績と比較できるようにしています。

【委員】

被保険者1人当たりの額ということでお聞きしたんですが、それぞれの表によって違うような気がするんですが、全部そのように計算されていますか。

【事務局】

サービスごとに利用者数や介護度によって利用が異なりますので、サービスごとに給付額を算定しています。それぞれの額をサービスごとに被保険者1人当たりに割り戻して、給付実績と比較しています。施設は施設の見込みをしていますし、訪問系サービスでも訪問介護、看護でそれぞれ必要な額を見込んでいますので、65歳以上の被保険者1人当たりとして実績と比較してお示しをしているものです。

【委員】

もう少し分かるように説明してください。

【事務局】

非常に金額が大きく、沢山のサービスがありますので分かりにくいかと思いますが、計画を作るときに必要と見込んだ給付額と実績との違いを見比べていただけるというものです。

配布させていただいた計画書の122頁をご覧くださいませでしょうか。ここに書いてありますのは、令和3年度1年間に必要なお金がいくらになるかを計算した表を掲載しています。その表の一番上、訪問介護ですと3億5,626万5千円がこの令和3年度では必要だと計画しております。同じ計画書の128頁には被保険者数の見込みを掲載しております。令和3年度では21,737人ですので、さきほどの訪問介護であれば3億5,626万5千円を被保険者数で割りますと被保険者1人当たりで負担していただく費用が算出されますので、この金額を先ほどの表の右上に記載しております。計画で算定した1人当たりの金額と、実績の費用額を実際の被保険者数で割った1人当たりの金額を比較したものがどうかということです。昨年度までに策定しました計画が適正かどうか、というのをこの表でサービスごとに表しています。

【委員】

被保険者1人当たりの負担額ということですか。

【事務局】

そういうことです。単なる給付額だけで全国と比較することは出来ませんので、被保険者1人当たりの金額に換算して比較をしているものです。

【会長】

委員さん、よろしいですか。

はい、専門的なことがございます。資料をお配りいただくのですか。

【事務局】

(計画書の)コピーを配布します。

【会長】

他にご質問、ご意見はございませんか。

(委員からの発言なし)

【会長】

なしと判断させていただいてよろしいでしょうか。後で書類が配布されるようですけれども、よろしいですね。

はい、それでは、協議事項2. ですかね。(事務局より資料配布を伝えられて) 暫時休憩とします。

井上理事につきましては、別の公用のため退席をされております。

～ 暫時休憩 ～

計画書 122 頁と 128 頁の写しの配布

～ 再開 ～

【事務局】

122 頁・・・介護給付で 1 年間に必要と見込んでいる額、単位は千円単位。こちらの総額から 128 頁で被保険者数の見込みを記載していますので、この 65 歳以上の合計人数で割ったものが 1 人当たりの給付費になる。この数値を使って比較をさせていただいている。

説明の補足をさせていただきますが、122 頁を参考として配布させていただいておりますが、事務局から説明させていただいた数は資料を見ていただくと分かりますように、サービス名の横に括弧書きで予防と記載しているものがあります。これは予防のサービスも含めて数を出しておりますので、今回配布しておりますのは、予防を含めず介護給付だけのシートになりますので、計画書をご覧のうえ、予防の頁の数字と合わせたものが年間の総額であるということをご理解いただければと思います。説明は以上です。

【会長】

追加資料で配布いただきました分の説明が終わりましたということでよろしいでしょうか。

よろしいですね。それでは、(2) 令和 3 年度新規事業および継続事業の実績及び見直しにつきまして、資料 No. 3-1 から 3-4 でございます。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(資料 No. 3-1 から 3-4 の説明)

【会長】

ありがとうございました。資料 3 を使ったの各種事業の実績及び見直しの説明がありました。

それでは、ご質問、ご意見等を承りたいと思います。どなたからでも結構です。

【委員】

資料 No. 3-3 ですが、緊急時高齢者等あんしん宿泊事業についてなんですが、介護保険制度自体については、創設されて女性の社会進出に貢献したと思っているんですが、この事業の対象になる 3)①から③の対象者、このことと女性の社会進出は関係ないのではないのでしょうか。

【事務局】

介護保険制度ができたことによって女性の社会進出もより促進できたという側面もあると思います。これまででしたら女性の方が家庭の中の介護力を担っていただいていた部分が多くありますが、それが少なくなったということが、結果的に家庭の中での介護力の低下につながったことも考えられます。また、その他高齢化の進行でありますとか核家族化の進行などが対応困難なケースや虐待のケースの増加につながっているということが考えられますので、このような書き方をしています。

【会長】

委員さん、よろしいですか。

【委員】

よくはありません。

【会長】

背景の書き方について、「高齢化の進行、認知症の増加等に反して核家族化の進行」、これはこのとおりですね。委員さんがおっしゃったように女性の社会進出がどうなのかという風に受け止めた部分がありました。早くから男女共同参画社会ですとか男女雇用機会均等法がある中で、行政の作る資料としてはどうなのかなというニュアンスを受けました。一番最後に質問しようかなと思っていましたが、すみません。

【事務局】

表現としては、女性の社会進出がこのような結果を招いてしまったと受け取れるような表現ですので、この表現は今後改めたいと思います。

申し訳ありませんでした。書き方等につきましては、資料を提出させていただく前にもう一度精査をしっかりとさせていただきたいと思います。意図としましては、介護者にアンケートをとらせていただきますしても、介護をされている方は、男性ですと 23.5%、女性で 58.2%ということで、世の中で介護を担っている方は女性が多く、女性にかなり負担があるということです。介護というのは本当に大変な仕事ですので、そこを起因としました家族の中のトラブルなどにも行政としては対応していかなければいけないという意味でこういった表現になってしまっております。申し訳ありませんでした。

【委員】

介護離職を予防するとか回避するためといった表現にしてもらったら、もう少し受け取りやすいと思います。

女性の介護者の方が多いということ、言いたかったというのは今の説明で分かります。女性の介護者の方が多くて、何かある時は女性が仕事を辞めて介護しなければいけないことを回避するためのあんしん宿泊事業だと思うので、介護離職を回避するための施策と、介護離職をしなくても介護を続けられるというような表現になった方が受け取りやすいのかなと思います。

【事務局】

ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおりで、この介護離職もかなり大きな課題となっておりますので、そういったところをこちらで受け止めて今後の資料づくりには生かしていきたいと思います。

【会長】

はい、よろしいでしょうか。他にございますか。

もう 1 点だけすみません。後ろから 2 枚目の資料 No.3-2 なのですが、ここに介護用品支給事業の見直しについて、一番下に給付の実績で金額的に令和 2 年度の実績 2 千 9 百万円、見直し後で令和 3 年度が約半年で約 2 百 10 万円になっています。それから利用も 540 人から 126 人になっています。決算しないと分かりませんが見直しの内容如何に関わらず、金額的にもご利用者（数）も費用対効果からすると、効果はどう分析されようとしていますか。他の見直しについても、高齢者から見たら厳しくなっている部分がありますので、分かる範囲でお願いします。

【事務局】

これまで第 7 期（計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度）までは地域支援事業の中でこの事業が実施できていました。3,000 万円程度の給付規模で国・県等の補助がありましたので、これだけの事業ができていましたが、今回、地域支援事業から介護用品給付事業が外れることになりました。同じ規模でこの事業をやっていくとなると、介護保険料のみで事業費を賄うことになりますので、ざっくりとした試算では年額で 1,400 円ほどお一人の介護保険料が上がってしまう試算になりました。年金生活の中で介護保険料を納付されている高齢者に対してこの金額は大きな金額になってしまいますので、対

象を、介護度が重度の方かつ低所得者の方に絞らせていただいて見直しをしています。結果として、給付額・対象者数ともに減ってきているという状況になります。

【会長】

ありがとうございます。周辺でこんな話はないんですが、委員さんがおっしゃったように基本的には個人の保険料で運営できない状況がこれから出てくる可能性があります。ですから公的支援が必要ではないかというご意見も聞いたことがあります。丹波市だけやりますということは出来ませんが、そういう時代が来るかもしれないと危惧しております。今は、答弁のとおり受け止めます。

他にご質問、ご意見等ございますか。

【委員】

資料の内容から少しだけ外れるというかそういう話でもよろしいですか。大丈夫ですか。

【会長】

委員さん、よろしいですか。前置きでの質問がありましたが。よろしいですね。

【委員】

緊急時高齢者あんしん宿泊事業の実施の背景に女性の社会進出、介護する家族の高齢化等とあわせて核家族化の進行もあります。丹波市ではなくて西脇市の事例になりますが、11月28日(日)午前8時30分からのサンテレビの番組で「ひょうご発信」という番組の中で西脇市から神戸が大阪まで通勤しながら西脇市の子供たちのために地域の郷土愛を育むための活動をしている人が紹介されます。その人の活動に私も参加しておりまして、テレビから取材にくるくらいの活動に発展してきています。西脇小学校が木造校舎で、そこをお化け屋敷風に改造して、夜に開放し子供たちに楽しんでもらう催しをやっています。他にも郷土愛を育むような活動をしています。その方は遠距離通勤をしながら、なぜ家族ごと大阪や神戸に引っ越したり単身赴任をしないのかということですが、やっぱり地域を大事にして自分も生まれ育った西脇市の子供たちに郷土愛を伝えていきたいということを言われていたんです。そういう生活スタイルがあるということも番組を通じて分かる人は分かると思います。話が飛びましたが、将来的に今回のコロナ禍でリモートワークとかズームによる会議の形での在宅勤務を試みたら、そんなに特別変なことでもないなという感じにはなっていると思います。ズームでの会議を普通に私の職場でもやっています。わざわざ都心部に引っ越さなくても丹波市で、郷土で生活しながら、自分の親と同居もしくは同じ地域で近くに住みながら、必要な時には介護に出向いてというような生活ができる、在宅介護は将来を考えると高まっていく可能性があると思いましたが、逆に思いました。単に地域のPRというよりは生活スタイルの提案につながっていけばいいと思います。私の職場でも在宅復帰を唱っていますが、やっぱり家で最後を迎えたいとか最後まで馴染んだ土地で暮らしたいとかそういう思いの方が殆どだと思います。今すぐは難しいかもしれませんが、そういう思いを叶える意味でも生活スタイルの提案につなげていくことはできないのかなと。介護保険の範疇からは外れると思いますが、そういう方向に持っていけないのかなと文面をみて思いました。

【会長】

よろしいですか。何かあれば。

【事務局】

ありがとうございます。おっしゃったとおり今のお話は介護から外れる訳ではなくて、高齢者の方が生活をされるその中で支援が必要となると介護保険も重要な役割を担うところがあると思います。

在宅で生活をされたいという高齢者はほんとに沢山いらっしゃいます。それは要介護認定を受けても在宅で生活したい方がいらっしゃいます。ケアマネさんでしたら一番身に染みて思われているとこ

ろではないかと思いますが、市としては在宅での生活ができるように介護サービスを提供できるよう運営していかなければいけません。そういったところに今後も視点を置きながらサービスの整備等を考えていきたいと思いますので、事業所としてもご協力をいただければと思います。

【会長】

よろしいですか。他にございますか。

それではないようでしたらで、（３）協議事項の最後になりますが、要介護認定・介護保険給付業務の外部委託について、本日配布いただいた資料に基づいての説明をお願いします。

【事務局】

（資料No.4-1 から 4-3 の説明）

【会長】

それでは、外部委託に係る説明が終わりました。ご質問ございますか。

【委員】

ここでいうプロポーザル方式は何かということと、もう一つは公募は１社だけでしたので、ある意味十分効果があった訳ではないということです。形式的に公募をして１者だけになったということなのですが、そのいきさつが良く分かりません。なぜ１者だけなのかという点ですね。他にも同じような事業体があって、それなりに競争機能が働いて初めてそれなりの納得がいくんですけども、１社とプレゼンテーションとヒアリングして評価委員会で決めたということだけでは、公正な手続きという点からみると、疑問が残しやすい状態ではないかと思います。50箇所ほどの市町村の事業をしている実績があるということもあると思いますが、この会社は丹波市とこれまで何の関係もなかったのか、その辺を聞いておきます。

【会長】

答弁と併せて契約期間の金額、今契約しようとする金額も分かればお願いします。

【事務局】

まず、公募型プロポーザルです。基本的に業務の委託について、業者が金額を提示して一番安価な（提案をした）業者を（委託先に）決定する方法もありますが、今回の業務につきましては、単純に安くすると良いということではなく、いかに効率的に業務をすすめていただけるのか、あるいは人員確保やその人材育成をどのように工夫するのか、特に介護保険は個人情報沢山扱う業務になりますので、個人情報保護をどのように工夫されて対策をされるのが重要であり、金銭を安くするというのではなくて、内容を確認して業者を決定していく必要があると考えましてこの方式で業者選定を行うこととしました。委託料の上限額は設定していますので、内容が良くても高い金額で契約ということでは決してありません。

今回決定した業者は丹波市と何かつながりがあるということはありません。委託業務の内容としては単純な作業ですが、自治体の業務として引き受ける業者を調べるとそんなに多くある訳ではありませんでした。何社か応募していただければと市ホームページに掲載したり、新聞社に情報提供をしたり、広く募集したうえで結果的に１者だけでした。

委託金額ですが、二つに分かれています。令和３年度の準備の３ヶ月間と令和４～６年度の委託の３年間ということで、委託料の上限額は総額約１億１,６７０万円に設定しております。

【会長】

委員さん、よろしいでしょうか。プロポーザルですが。

【委員】

今の説明しかできないと思うんです。もし何かあった時に1者しか応募していないということで、公正さが保たれているかということ。心配はしっかりと秘密保護ができるかどうかということですね。個人情報が出たとか、業者の様子がおかしいと後から情報が入ってきた時に、1者だけの申し込みで決定したという説明ができるかということだけです。評価委員会でプレゼンテーションやヒアリングもやって決定しているのですから、そして、この運営協議会で問題にならなかったのか、と言われた時に質問して応答はあったけど、この論議は協議会としては終わったとそれを信用したという以外にないなというのが僕の本音ですけどね。

【会長】

何か答弁はございますか。

【事務局】

資格の審査を行い、委員さんの中で評価をしていただき、内容もセキュリティ、人員確保の話を詰めて質問も沢山出た中で決定をさせていただいたところです。これから委託契約の締結となりますが、介護保険も色んな業者と委託契約しており、どの業務においても業者のセキュリティに関してはかなり厳しく選定を行っていますし、今回の業者も委託契約の中で再度セキュリティの問題等も詰めた話をし契約をして運営していきたいと思いますので、その点でご了解をいただけたらと思います。

【会長】

はい、お答えということでよろしいでしょうか。他にございますか。

協議事項ですので、(1)・(2)・(3)とそれぞれ決議が必要なのでしょうか。

それはないんですか。

【事務局】

決議はなしで、大丈夫です。

【会長】

ここでの説明に対して質問も若干ございました。今後の生活スタイルのご提案もいただきました。今後の施策の中で色んな意見を生かしていただけたらと思います。

最後のプロポーザルですが、報告を受けたということでよろしいでしょうか。最後は議会の議決案件でしょうか。

【事務局】

評価委員会で決定後、協議会で報告をさせていただき、契約に向けてご意見がいただければということで、協議させていただいております。お聞きいただいた内容でよろしければ、このまま進めていきたいと思います。

【会長】

それでは、議会の議決までではないんですね。

【事務局】

議会の議決はない事業になります。

【会長】

報告等はあると思いますけど、分かりました。

それでは、協議事項につきましては、可否うんぬんまでは必要ないということです。報告を受けて特にご異議等はなかったということで、外部委託については、少し疑問符がございましたけどもここで報告を受けたということにさせていただきたいと思います。

5. その他

それでは日程5. その他をお願いします。

【事務局】

次回、第3回運営協議会の連絡

【会長】

記載のとおりでございます。各委員さん、ご予約を賜りますようよろしくお願いします。

他に全体を通じて何かございますか。

それでは、ないようでございます。

日程6. 閉会でございます。細見副会長がご欠席でございます。本日も長時間に渡りまして熱心にご審議賜りましてありがとうございました。先ほども申しましたとおり、委員から出されました色々な意見、質問含めまして介護保険を含めた福祉の向上に施策の中に落としていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして第2回目の介護保険事業運営協議会を閉じさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。